

高知県教育委員会 会議録

平成27年8月臨時委員会

場所：高知会館 3階 「飛鳥」

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成27年8月18日(火) 13:30

閉会 平成27年8月18日(火) 16:00

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条、第10条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	田所 実
〃	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	小中学校課長	長岡 幹泰
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	小中学校課課長補佐	今城 純子
〃	特別支援教育課特別支援学校担当チーフ	松田 真一
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 8月臨時委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 県立中学校において使用する教科用図書採択に関する議案(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

委員	社会科の特に歴史の教科書について、他地域での採択で議論されているポイントがあるかと思うが、参考までに教えて欲しい。
事務局	社会科の教科書の採択で特に言われているのが、大阪市や松山市で育鵬社の

	<p>教科書が採用されていることである。これまでは育鵬社の教科書は、どちらかというとな保守的な傾向があるという見方があり、どうして育鵬社なのかといった意見もあった。ただ、今回の教科書を見ると、ほとんどの教科書が大体同じような方向性で揃ってきている。</p>
委員	<p>松山市や大阪市で、敢えて育鵬社を選ぶメリットはどこにあると言われていいのか。</p>
事務局	<p>いろいろな考え方があり、非常に難しいところである。全て文部科学省の検定を通った教科書なので、どの教科書を採用しても勉強に不利、有利ということはないと考える。ただし、確かに育鵬社が取り上げている歴史上の人物と他の教科書が取り上げている人物に違いはある。例えば、育鵬社の歴史教科書に「A. トインビーが見た第二次世界大戦日本」という記述がある。トインビーとはイギリスの方で、この方が述べた第二次世界大戦の意義というものを記載している。それは一つの見方だが、日本が第二次世界大戦に入っていく、その過程で、アジア諸国が植民地から独立していこうという姿が見られたというような紹介がある。他の教科書においては、トインビーを取り上げているものはない。そういった違いがある。</p>
委員長 事務局	<p>非常に微妙なところである。 決して、第二次世界大戦がどうこうということではないが、こういった見方をしたイギリス人の学者がいたということの紹介である。</p>
委員長	<p>切り口に多少違いがある。基準そのものは一定定まってきたが、やはり、ちょっとした表現の違いはある。しかし、以前ほどは違いが大きくはなくなったということは言えるわけか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。文部科学省が教科書の検定基準として、基本的には政府の考えている方向でものを述べてきた。例えば尖閣諸島の問題であれば、「日本の領土である。ただし、それに関して中国とか韓国はこのように述べている」ということは書いていいわけだが、日本の考え方をまず述べるということが一つの検定基準になっている。そういう意味で同一の方向にある。</p>
委員	<p>今回、歴史では、学び舎から新しい教科書が出てきた。もちろん、検定を通っている教科書なので、これが駄目な理由は何もないわけだが、見出し語がウェブのニュースのようにすごくセンセーショナルに書かれているので、とっつきやすい表現にはなっているような気がする。しかし、別の観点でいうと、こんなに重たい教科書を持ち運ぶのは生徒がかわいそうな気がする。学び舎の教科書を調査した中で、特別な意見とか、具体的に今までの教科書とこんなふうに違うという意見があれば聞かせて欲しい。</p>
事務局	<p>学び舎の教科書は、おっしゃるように非常にセンセーショナルな、内容的に心情に訴えるコラムや写真を取り上げているところがある。そのような意味で、子どもたちが関心を持って見ることができる教科書にはなっているのではないかと考える。しかし、客観的に歴史を学ぶという点では、感情移入しすぎるのはどうかという意見もある。例えば、「特攻隊員の母への遺書」といったものも載せられている。また、「集団自決の現場にいた方の体験記」</p>

委員	<p>など、非常に心情に訴える資料が多いとは感じる。そして、「亡くなった女の子たちを自分たちの手で火葬をしている」といったものもある。</p> <p>生徒にとって、インパクトが強いことが確かに多い。しかし、それが客観的に歴史を学ぶという点で適切かどうかと考える。</p>
事務局 委員	<p>指導の仕方という点では、非常に難しくなってくるのではないかと思う。</p> <p>社会の採択案で、歴史、公民、地図は3校同じで、地理は防災や地震の理由で二つの教科書に分かれている。しかし、それほど内容的に差はないと思うので、地理も3校同じにするという選択はなかったのか。</p>
事務局	<p>特に安芸中学校の場合、立地条件や安芸地区の防災の拠点といったところから、より防災の視点があるものを使いたいという意向があった。それぞれの学校からの話も聞き、学校が重点的にやりたいと言ったことを踏まえて、これが適当であろうと決めたところである。</p>
委員 事務局	<p>内容的にはそんなに差はないのか。</p> <p>やはり、帝国書院が重きを置いているのは防災関係である。教育出版の場合、全体的に言えるのは発展的な学習、探究的な学習に重きが置かれているということである。そのあたりが違いであり、各学校が求めるところと少し違っているということがある。</p>
教育長	<p>その前の基本として、たまたま同じになったが、公民も歴史も、揃えようという意図により同じになったわけではないということがある。</p>
事務局	<p>県教委事務局が社会科の教科書について、全てを統一しようとしたわけではない。例えば歴史については、各学校とのヒアリングを重ねた中で、同じ教科書になったということである。</p>
教育長	<p>しかし、数学に関してだけは、県全体としての共通的な課題があるということで、教科書を揃えたという説明であったが、そこはどうか。</p>
事務局	<p>高知県の中学校の今一番大きな課題が数学にある。数学の中でも思考力、判断力、表現力の育成といった点に課題があり、特に県立学校にはそういった課題を主体的、先進的に解決してもらいたいという思いがあり、活用の問題等が多い教科書を選んだ。</p>
委員長 事務局 委員	<p>結果的に見ると、どの学校も課題の捉え方が一緒だったということが。</p> <p>はい。</p> <p>それに関連して、重点科目の教科書は、例えば県立中学校は統一してレベルアップを図っていくなどといった今後の考え方というようなものはないのか。ルール上は各学校について選ぶということにはなっているが、より県立中学校のレベルアップを図っていくこと、また、教科書が統一されることによって、研修等による先生の指導力のレベルアップが図られるなど、いくつかメリットがあると思うのだが、そういうことについての考え方はどうか。</p>
事務局	<p>現状においては、学校ごと、教科ごとに我々の方が選んでいるということになる。しかし、先ほども示したように、数学には高知県全体の課題というものがあ、それは、県立3中学校の課題でもある。さらに3中学校には県下全体のレベルアップを図るという使命もある。そういう意味で、活用の問題</p>

	<p>を多くした教科書を使って欲しいという話をしていく。国語や理科についても、考え方とすれば、統一していくということも考えられる。しかし、三つの学校の特色等も考えなければいけない。やっていこうとすることも考えなければならぬ。例えば高知南中学校はグローバル教育をこれからしっかりとやろうとしている。安芸中学校は東部の拠点として全体を高めていかなければならぬ。そういった各学校のやろうとしていること、あるいは特色、現状等も勘案して考えなければならぬということである。</p>
委員	<p>もちろん、そのとおりなのだが、教科書には個々の内容の違いや難易度の違いが当然ある。そういう意味では、学校に合わせた内容を選ぶという部分と、より高い目標を持って選ぶという部分がある。そういう意味でいうと、各学校の主体性と県教委としての方針や目指すところ、学校の方針で選ぶという部分と、県教委としてこういうことを目指していこうよということとの摺り合わせというか、方向性、ベクトルを合わせていくという作業が大事だと思う。今回ということではなく、県教委として目指すものと、学校が目指すところを、もっともっと摺り合わせて、レベルアップを図れるようにしていけば非常にいいと思うが。</p>
事務局	<p>県としての方向性、方針というのは、しっかりと持っておかないといけない。それを3校にお願いしていかなければならぬというのは当然ある。そのためにも、3校が一緒になって研修をするような機会を増やし、そこへ県教委事務局が出て行って一緒に勉強をする。そういう中で方向性や、ここまでを目標にしようとかいったようなことが決められていくのではないか。これから、3校合同の勉強会といったものを県が主体となって行う中で教科書はどうしようという話ができると思う。</p>
委員	<p>ぜひ、そういうことをやっていただければと思う。</p>
委員長	<p>学校任せだけではいけない。レベルアップを図っていくためには、そういった考え方も取り入れていかなければいけない。今回の数学については、そういう所に視点は置いて選んでいるということか。</p>
事務局	<p>はい。実際、3中学校の校長には、これから特に数学については一緒に勉強をしていきたいと思いますという話もしている。これを、数学をきっかけに広げていきたいと考えている。</p>
委員長	<p>数学だけでなく、比較的足並みも揃えやすい科目、例えば英語も将来的には可能性があるのではないかと。社会科は、比較的地域性があったり、学校の特色と合わせたりというのがあろう。全体的に見て、レベルアップを図っていくということだと思うが、足並みを揃えやすい教科というのもある。</p>
委員	<p>参考資料5を見ると、現在採択されているものと今回の案のもので随分変わっている、同じものを選んでいる学校もあるが、かなりの比率で教科書が替わっている。よりレベルアップを図るために、難易度や教えやすさ等いろいろあって替えるという選択をしているかと思うが、教科書を替えるということのメリット、デメリットなど、現場の実際に教えている先生方の対応等はどうか。</p>

事務局	<p>例えば、県立中村中学校は、今回、国語を東書から光村に変えたいと考えている。県立中村中学校は、これからの4年間で将来にわたる読書習慣をつけさせたいという強い思いがあり、読書に関する教材が非常に充実している光村図書のものが適切であるとの理由からである。教員と学校は、同じ出版社の教科書を引き継ぐという視点もあるが、やはりこれからの4年間何をしたいかという視点で教科書を白紙の状態から選び直すということがある。実際に前回の採択では49%、約半分の教科書を替えている。3学校で45教科の49%であり、今回は42%が替わっているという状況である。もう一つ言えるのは、出版社を替えると傾向が替わるので、教員の負担は増える。教科書が替わることによって、指導方法も新たなスタイルにしなければいけないので、勉強をしなくてはならない。併せて、文部科学省は、慣例的に今までこの教科書であったからこの教科書にしましょうというのではなく、教科書一つひとつをしっかりと研究し、その学校の教育に合うような教科書を選ばなければならないと言っている。このように、出版会社を替えることによるメリットもあるしデメリットもある。そういうことを覚悟して替えていると思っている。</p>
委員 事務局	<p>授業の指導案などは、現場では適切に替えていけると理解していいのか。 はい。適切かどうかというのは、例えば結果が出ているかどうかということになると思うが、高知県の中学の数学は十分な結果は出せていない。しかし、県立中学校は一定結果を出すことができていると言える。そういう意味では、県立中学校においては適切に対応できているのではないかと考えている。</p>
委員	<p>何気なく保健体育の教科書を見ていたら、2020年の東京オリンピック、パラリンピックのことが2行しか取り上げられてないが、これは新しすぎる話題だからか。他の教科書はもう少し取り上げられているが。</p>
事務局	<p>国としてもこの東京オリンピックを一つの目標、到達点にしてやっていこうというところがあるわけで、これは大修館の教科書だが、前回のオリンピックも含めて、かなり取り上げている。学研はメダリストからのメッセージなども取り上げている。オリンピックを取り上げているページ数を見ると、東京書籍が10ページ、大日本が17ページ、大修館が7ページ、学研14ページというように、ページ数は確保しているという状況である。</p>
委員長	<p>どの会社も大差はない。</p>
委員	<p>しかし大修館は少ないのに採用されている。</p>
事務局	<p>口絵などでは過去のオリンピックや、それから活躍した選手たちの写真がふんだんに出ている。先ほどの話のように、学研はメダリストからのメッセージを載せており、大修館はトピックとして、また、国際的なスポーツ大会の役割といったところでも内容としては載っている。また、東京書籍と大日本図書においても、ページ数を割いてオリンピックについての資料等が載せられてはいる。</p>
委員	<p>どこも力を入れているのであれば、取り上げている件数が多い方がいい。生</p>

委員	<p>徒が興味を示すか示さないかはあるが。</p> <p>数学についてだが、先ほどの話では、県として数学に関しては課題を持っている、特にB問題について課題を持っているということということ、各学校からの要望も踏まえ、今回3校が揃った形で採択の意見が出されているが、現採択ではどこも採択していなかった出版社に揃えるという形になっている。多分4年前の採択の時にも、高知県の数学の課題というのはあったはずで、そういう課題を持ちながら、現採択されている出版社のものを選んだのだと思う。今回、まだ課題は解決されないということで、新たに別の出版社のものに揃えるという形になったと思うが、少し嫌らしい言い方をすると、結果が出ないからということで、別の出版社にしてみようというのは本来的ではないと感じる。先ほど話があったように、やはり教え方、教科書はもちろん大事だが、先生の教え方が大事だと思うので、次の採択の時に、今回結果が出なかったからまた次替えましょうということにならないように、研修等をしっかりし、教え方ということを中心に今後4年間やって欲しいと考えている。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりである。基本的には教員の指導の仕方、いわゆる授業のあり方、これが変わっていかないといけないということは当然ある。そういう意味で、研修もやってきているところだが、一つ言えることはAという素材とBという素材があったときに、Bという素材は非常に思考力を要するとすれば、このBという素材を使うことによって教員が勉強してもらいたい。教員がいわゆるBという素材をどういうふうにも子どもたちに食べさせるのかということを一生涯懸命勉強しなければならないということである。今までAという素材で基礎・基本をしっかりと食べさせることは指導してきた。しかし、なかなかBの思考力問題まで食べさせることができていない。だからBの素材をどのように食べさせるのかを考えてもらう。そのためには教科書を替えるという考えはある。当然、Aという素材を食べさせながら、独自にBの力のつけるような料理方法をしてくれたらよかったが、まだそこまでには至っていないところがある。そういう点で、教科書を替えることによって、さらにしっかりした勉強、研修をさせていきたいと思っている。</p>
委員長	<p>それは、教え方の問題なので、どう教えるかということについて研修してもらわないといけない。県下の公立の小中学校でお互いに教員同士がそういう教え方についての研さんをしっかりと積んでもらいたいと思う。特に県立中学校は連携してやってもらいたい。公立の小中学校、高等学校も含めて、教科指導を強化して欲しい。</p>
委員長	<p>特にこの教科書は駄目だというような意見はないか。教育委員もかなり勉強し、関係の学校もよく教科書を研究しているということが見受けられた。そのことについて、とても感謝しているが、本日出された様々な意見も踏まえて取り組んでいてもらいたい。</p>
委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。</p>

各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択に関する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

委員	この文部科学省著作教科書というのはどういうものか。どうして文科省が直々に作っているのか。
事務局	聴覚障害者の国語というのは非常に重要な教科である。特に聴覚障害で耳から入る情報にハンディがあるので、語彙の獲得、言葉の概念獲得に非常に配慮を要する。よって、文部科学省が言語については著作本を作って、これと検定教科書と合わせて使用できるようになっている。
委員	何のために文科省が直々に作っているのか。検定教科書にするにはコストがかかるから文科省が直接自分で作っているということか。
事務局	検定教科書のみではなかなか理解が進まないということで、言語について作成している。これを検定本と合わせて使用することができるということになる。
委員長	検定教科書は教科書会社で作るので利益が出ないといけない。ところが、あまり売れない教科書は教科書会社で作らないので、国が作らないといけないということなのではないのか。
事務局	特別支援学校の中学部の生徒専用の検定本というのはないので、どうしても通常の中学生の使う検定本を使うしかないので、国が著作本を作っているという位置付けになる。
委員長	商業ベースに乗りにくいので、重要なものについては文科省が作成しているということか。
事務局	はい。知的障害の生徒は検定本を使うのは非常に困難であるので、一般図書も使用できるが、国が責任を持って著作本を作っているということである。
委員	文科省の著作教科書は去年も見た印象があるが、内容は変わっているのか。
事務局	少しずつ変わっているが、大きくは変わっていない。なかなか需要が少ない。
委員	去年、すごく絵が古いということを指摘した記憶があるが、今見ると、数学に新渡戸稲造の5,000円が出てきているが、新しくなっていないのか。
事務局	今、見本としてお渡ししているのは、学校に保存しているもので少し古いものである。
委員	文科省発行の教科書なので、これを使いなさいということじゃないのか。
事務局	扱いは検定教科書と一緒になので、県で採択しないと使えない。
委員	文科省の著作教科書は一義的に使いなさいということではないのか。
事務局	はい。一義的に使いなさいということだが、それが適切でない場合は一般図書を使っても構わないということなので、絶対にこれを使わなければならないということでは必ずしもない。生徒にふさわしくなければ、一般図

委員長	書を使っても構わないということである。
事務局	現実に一般図書を多く使っているのか。
事務局	ほとんどの生徒が一般図書を使っている。
	参考資料の1-1にあるように、21名の生徒の中に、著作教科書も使える者がいるのでここで採択するということになる。21名の中に使いたいという者が1人でもいたら、ここで認めてもらわなければ使用できないということである。
委員	その程度のものなら、わざわざ国が作らなくてもいいと思う。
委員長	教科書会社が儲けにならず作らないので、国があえて作っている。
事務局	そういうことになっている。非常に需要が少ない状況である。
委員長	例えば高等学校で不登校になった生徒たちが高知江の口養護学校に行くということがあると思うが、そのような生徒は検定教科書を使えるわけか。
事務局	使っている。
委員長	けれど、そのような生徒は、肢体不自由の学校で少しいるかもしれないが、他の学校にはほとんどいないわけか。
事務局	聴覚障害の聾学校で3名ほど、肢体不自由の学校で6名ほど、病弱の学校が一番多く12名である。
委員長	普通の高等学校でも教育を受けられるような知的レベルの生徒でも身体に障害があるために、特別支援学校にいることもあるということである。
委員	多くの教科書で、デジタル教科書の発行を予定しているということだが、特別支援学校の生徒には、デジタル教科書は字も自由にでき、音なども出せるので非常にいいと思うが、この予定というのはどういう意味の予定か。今年中なのか、2年後なのか。
事務局	これについては、一つ一つの出版会社の発行の予定について調査をしており、調査の時点で発行が予定されているというものにつきましては資料に二重丸を付けている。平成28年度使用教科書なので、二重丸のあるところについては平成28年度の使用に向けて発行予定であるということである。
委員	デジタル教科書があれば、それで授業ができるということか、両方使うということか。
事務局	指導者用と生徒本人用の二つがある。ただし、非常に高価なもので、まだ無償給付にもなっておらず、位置づけが副教材という状況なのだが、国ではこのデジタル教科書の取り扱いについて有識者会議をしており、平成28年の秋ぐらいには何らかの答申が出て、平成29年ぐらいには導入の可能性があるのではないかということも聞いている。次の採択までの4年間で、ひょっとしたら何か動きがあり使える状況になるかもしれないということで、デジタル教科書の発行という評価項目を設けて調査をした。
委員	そのことと、調査項目にあるコンピュータ活用ということは別の話か。
事務局	同じことである。
委員	今、いろんな障害を持った生徒たちが、コンピュータを使って色々なことをしているということはないのか。

事務局 委員長	ある。しかし、まだデジタル教科書を使うという状況ではない。デジタル教科書は有償ではないのか。「教科書は無償とする」と書いてあるが。
事務局	まだ教科書という位置づけではなく、副教材という位置づけである。使用することはできるが、教科書という位置づけではまだない。その辺を、国の有識者会議で検討しているところである。
委員	デジタル教科書を見るハードウェアが要るが、そういうものは、県教委で準備しないといけないということか。
事務局	パソコンとプロジェクターとスクリーンがあれば、指導者用としては十分活用できる。
委員 事務局	例えば iPad みたいなもので使用するところまではなかなかいかないのか。生徒用になるとそのような機材が必要になってくるが、まだハード面が十分充実していないので、当面は指導者用として使うということが考えられる。
委員 教育長 事務局	特別支援学校の教育には非常にいいと思う。 高知若草養護学校で使っているのではないか。 iPad を導入しているが、全員というわけではなくて、まだ学校に 10 何台ということである。
委員 事務局	それはデジタル教科書を使用しているということではないのか。 それは iPad に教育用ソフトなどを入れてコミュニケーションをしたり、あるいは学習をしたりというようなことが主な取組である。
委員長 事務局	特別支援学校の教科書購入の事務手続きはどんな形でやっているのか。 本日採択していただければ、各学校に報告し、国に報告するための需要報告というのを小中学校課に行くことになる。一般図書についても検定教科書についても、何冊使うのかということをお中学校課に通知し、国に報告する。それをもって、国が全国のもの把握し、各業者に準備をしてもらう。そして来年の 1 月～3 月の間に実際に発注し、3 月末、ただし、特別支援学校の一般図書は 4 月に入る場合があるが、教科書が送られて来る。その後受領報告というのを国に提出することになっている。
委員長 事務局	在学生は分かるが、入学する生徒たちの教材はどうやって把握するのか。 どういった生徒が入学するかというのは 1 月末に分かるので、一度学校に来てもらい子どもの状況を把握する。ただし、それに間に合わない生徒は 3 月に個別に話をする、転校等でぎりぎりに入学者については 4 月に入って状況を把握して注文することもある。前期転入という手続きがあり、その手続きで教科書を注文することになる。
委員長	かなり教科書の自由度があり、子どもの障害の実態に合わせて教科書を選択できる制度になっている。その代わりに、事務手続きが煩雑で、なかなか細かい対応が大変である。
事務局	そのとおりである。国が教科書の事務手続きのシステムを 2 年前に変え、それを今使っている。初め不具合が多かったが大分安定してきていること、また、最初は使用する方も戸惑ったが各学校が覚えてきたことで、煩雑さが減

	りつつある。しかし、やはり細かい対応があるので煩雑さはどうしても拭い切れない。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号及び2号

原案のとおり議決